

＜日本クリティカルケア看護学会学術集会における著作権・著作物に関する考え方＞

1. 著作権について

- 1) 講演等の動画やスライドなどの著作物の著作権は、著作者に帰属する。
- 2) 学術集会における講演動画（Web）配信について
 - ・配信は学術集會長の責任の下で実施する。
 - ・原則として、講演者は学術集会開催前・会期中には、学会で使用する著作物は、他の営利セミナー等で配信しない。使用を要する場合は、学術集會長の承諾を得る。

2. 著作物の利用について

- 1) 利用者が講演動画・スライド・資料の全部あるいは一部の録画・録音および複製ならびに再配布や映写することは禁ずる。

3. 著作物の保管と保護期間について

- 1) 著作物の著作権は、著作者に帰属するため、著作者の責任のもと、保管する。

* 以下に、著作物の種類、著作権の原則的保護期間を参考資料として記す。

＜著作物の種類＞

出典：公益社団法人著作物情報センター

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など（美術工芸品も含む）
建築の著作物	芸術的な建造物（設計図は図形の著作物）
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

<その他の著作物>

二次的著作物	上表の著作物（原著作物）を翻訳、編曲、変形、翻案（映画化など）創作したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権はない。

1. 憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例、規則も含む。）
2. 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
3. 裁判所の判決、決定、命令など
4. 1 から 3 の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

参考条文…[著作権法第 10 条～第 13 条](#)

<著作権の原則的保護期間>

著作者の死後 70 年までが原則

注)2018 年 12 月 30 日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が我が国において効力が生じ、原則的保護期間がそれまでの 50 年から 70 年になった。

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む）の著作物	死後 70 年
無名・変名の著作物	公表後 70 年 (死後 70 年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の 1 月 1 日から起算される。なお、保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは、著作権は消滅する。

参考条文…[著作権法第 51 条～第 58 条](#)

以上